

県立病院の経営形態の検討について

1. 検討の必要性

- ・ 病院事業では、平成18年度に地方公営企業法を全部適用して以降、3病院が待つそれぞれの強みを活かしながら、医療の高度化や質の向上、スタッフの充実に努めており、医業収益や患者数も順調に増加してきているが、経営面では、長年にわたり厳しい状況が続いており、以下のような経営上の課題も顕在化してきている。
- ・ 今後とも、地域医療・全県医療への貢献や、政策医療の提供など県立病院としての使命を安定的に果たしていくためには、現在生じている経営上の諸課題に対応できる望ましい経営形態のあり方について検討し、より一層、経営効率を高めることで、収支改善を図っていく必要がある。

(1) 医療面の成果

※ 患者数はコロナの影響を受ける前のR元年度の数値

項目	H17年度(全部適用前)	R3年度(現状)
①総合病院		
職員数(うち医師数)	568人(74人)	809人(97人)
診療科	20科	32科
医業収益 ※R3は見込	113.0億円	149.6億円
入院患者数	148,654人	(R元) 157,015人
外来患者数	244,805人	(R元) 201,475人
入院単価 ※R3は見込	48,897円	71,839円
7:1看護体制導入(H20.4)、都道府県がん診療連携拠点病院指定(H21.2)、がんゲノム医療連携病院加入(H31.4)、ダヴィンチ導入(R元.6)		
②小児保健医療センター		
医業収益 ※R3は見込	15.3億円	20.3億円
入院患者数	23,876人	(R元) 25,732人
外来患者数	42,987人	(R元) 45,133人
県アレルギー疾患医療拠点病院指定(H30.3)		
③精神医療センター		
医業収益 ※R3は見込	7.7億円	12.1億円
入院患者数	30,823人	(R元) 34,897人
外来患者数	22,361人	(R元) 24,198人
医療観察法病棟開棟(H25.11) 依存症治療拠点機関選定(R元.7 アルコール、R3.2 ギャンブル、R3.3 薬物)		

(2) 経営面の課題

項目	H17年度(全部適用前)	R3年度(現状)
累積欠損金 ※R3は見込	103.7億円	173.9億円
年度末資金残高 ※R3は見込	45.1億円	36.5億円
年度末企業債残高	250.2億円	232.8億円
一般会計繰入金	42.5億円	40.2億円

人材	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人員増には定数条例の変更が必要なため、医療需要の変化等に応じた人材確保が、迅速・柔軟に行えない。 ・ 地方公務員制度により、自由度の高い処遇や弾力的な採用、柔軟な兼業許可が行えないため、特に専門性が高い職種で人材が集めにくい。 ・ 事務系職員は、県の人事異動によるため、継続的な育成・確保ができず、組織としてノウハウが蓄積しにくい。 ・ 給与体系は、原則、知事部局に準じた取扱いであり、職員の能力や業績に応える給与面での処遇が行いにくい。
財務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予算単年度主義により、予算の繰越や複数年度契約に一定の制約があり、医療現場の状況に応じた柔軟な予算執行が困難。
契約	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約事務における規定やルールが全庁で統一されており、コスト削減の工夫が行いにくい。

2. 全国の状況

- 総務省の「公立病院経営改革ガイドライン」の中では、これまでから「経営形態の見直し」の必要性が示されており、この3月に策定された「公立病院経営強化ガイドライン」の中でも、地域の実情を踏まえ、経営の強化に向けた最適な経営形態を検討し、経営形態の見直しが必要となる場合は、新経営形態への移行の概要(移行スケジュールを含む。)を新たに策定する「経営強化プラン」に記載するよう求められている。
- こうした国の方針もあり、全国の公立病院で経営形態見直しの動きが進んでおり、都道府県立病院においても、R2年度末時点で、地方独立行政法人への移行が17都府県42病院(R3年4月から1県増加し18都府県)、指定管理者制度の導入が8道県11病院となっている。

見直しの種類	見直し年度		R2年度末の病院数 (全体に占める割合※)
	H20～H26	H27～R2	
地方独立行政法人	66病院	18病院	94病院 (11.0%)
うち都道府県立	33病院	2病院	42病院 (22.2%)
指定管理者制度	27病院	15病院	79病院 (9.2%)
うち都道府県立	3病院	4病院	11病院 (5.8%)

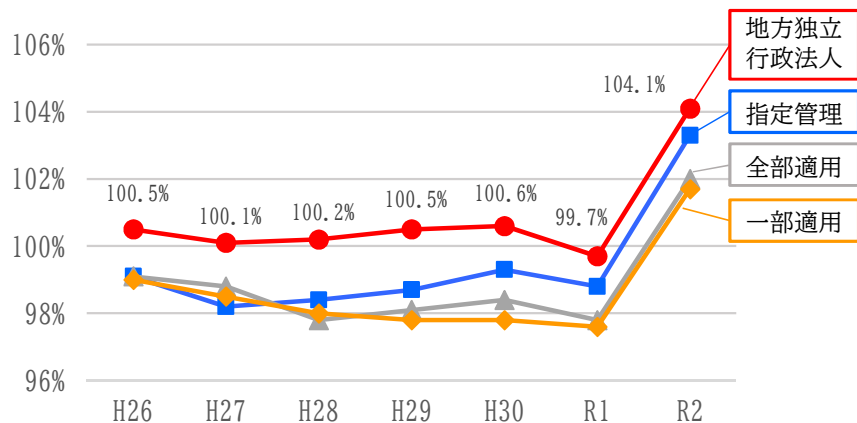
※ 全公立病院数 856 全都道府県立病院数 189

3. 経営形態見直しの効果 (総務省資料より)

(1) 経営形態見直しの効果

経営形態	回答数	効果	効果ありの数
地方独立行政法人	57病院	経営の自主性	57 (100%)
		経営の効率性	54 (94.7%)
指定管理者制度	35病院	経営の自主性	30 (85.7%)
		経営の効率性	35 (100%)

(2) 経営形態別の経常収支比率



(3) 地方独立行政法人化のメリット・課題 ※回答数上位3位(複数回答)

項目	内容	回答数	割合
メリット	①人事・採用の裁量が向上した	50/57	87.7%
	②地域の医療ニーズや制度改正に対する迅速な対応が可能となった	44/57	77.2%
	③目標管理による病院経営ができるようになった	43/57	75.4%
課題	①システム等の再構築により、事務負担が増加した	29/57	50.9%
	②人事やプロパー職員の採用に苦労している	25/57	43.9%
	③設立団体からの運営費交付金等が減少した	14/57	24.6%

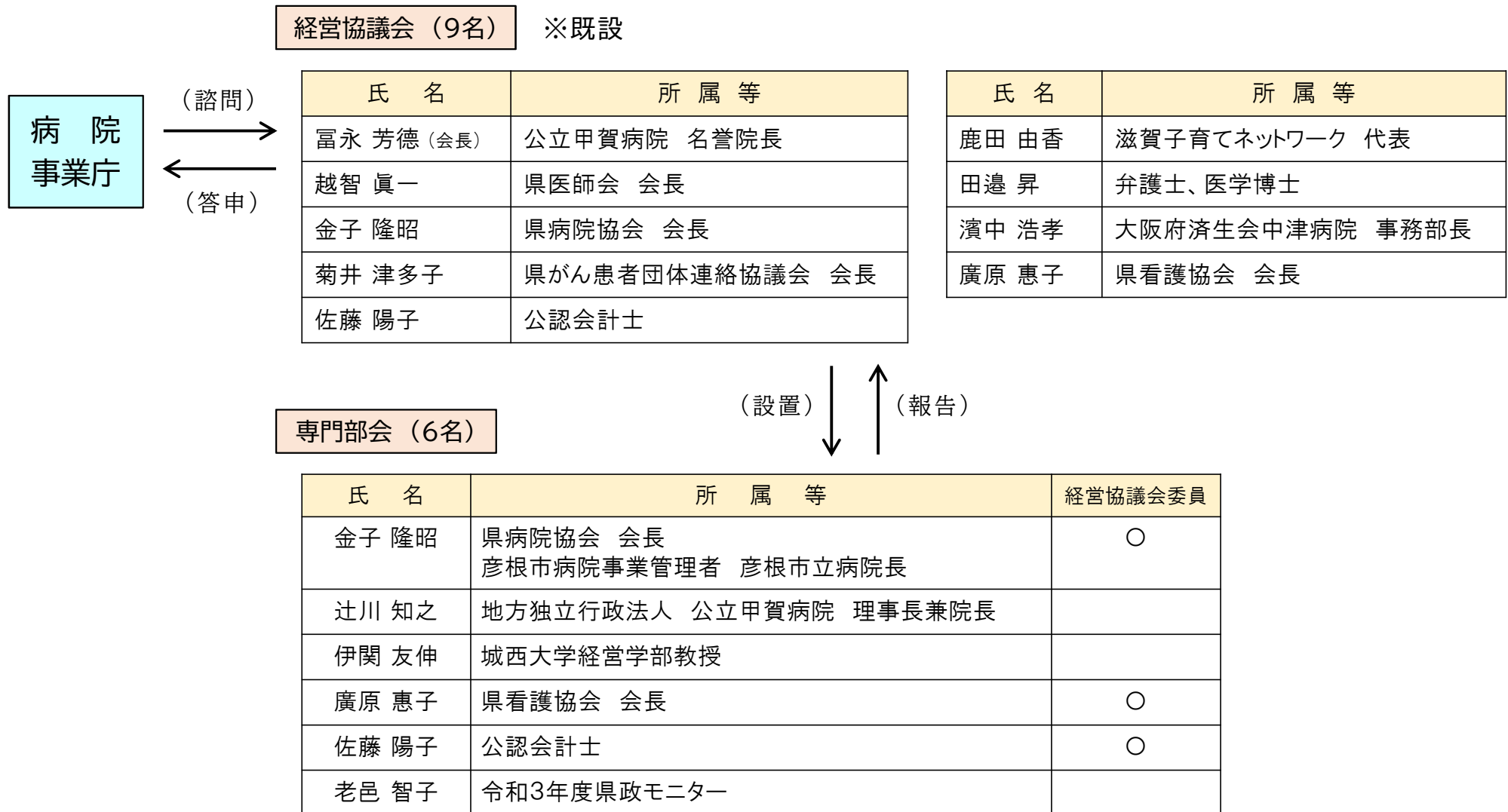
(4) 指定管理者制度導入のメリット・課題 ※回答数上位3位(複数回答)

項目	内容	回答数	割合
メリット	①医師等の医療従事職員を安定して確保できるようになった	20/35	57.1%
	②地域の医療ニーズや制度改正に対する迅速な対応が可能となった	19/35	54.3%
	③設立地方公共団体の負担(一般会計繰出金等)が軽減された	16/35	45.7%
課題	①特になし	18/35	51.4%
	②指定管理者の継続的な確保	10/35	28.6%
	③指定管理料等設立地方公共団体の負担が増加した	4/35	11.4%

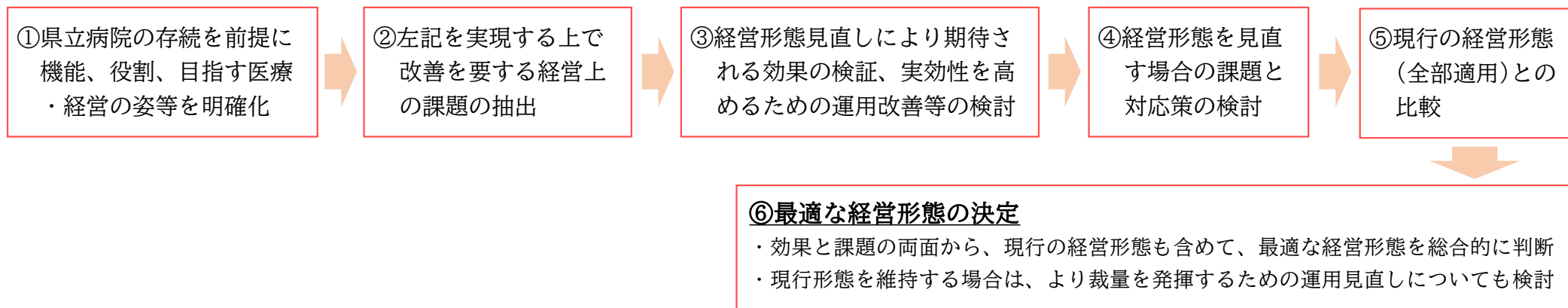
4. 検討の進め方

(1) 検討体制

- ・ 病院事業庁から 滋賀県立病院経営協議会に対して、「滋賀県立病院の望ましい経営形態について」諮問し、同協議会から答申を得る。
- ・ より詳細な検討を行うため、外部の有識者も交えて、同協議会に専門部会を設置する。



(2) 検討フロー



(3) 検討スケジュール(想定)

	5月	6～7月	8～9月	10～11月	12月
県議会 (常任委員会)	(5月) 経営形態の検討の 進め方等の報告		(8月) 専門部会の議論の 状況の報告・審議	(10月) 審議(経営形態別の効果、課 題と対応、効果的運用等)	(12月) 審議(県の方針案)
県 病院事業庁				<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 県民からの 意見募集 </div> ●県の方針案 決定	
経営協議会	第1回会議 (専門部会の設置、病 院事業庁からの諮問)		第2回会議 (専門部会の議論の状 況の報告、意見聴取)	第3回会議 (答申取りまとめ) ↓ 病院事業庁への答申	
専門部会	第1回会議 (目指す医療・経営の姿、 経営課題抽出、先行事 例分析)	第2回会議 (第1回会議の意見等を 踏まえた議論の深掘り)	第3回会議 (望ましい経営形態、見 直す場合の効果、課題 と対応策の検討)	第4回会議 (答申案取りまとめ)	